

2020.05.26

【EU】 欧州委員会、2つの課税措置の発効を延期

欧州委員会は5月8日、企業や加盟国がコロナウイルス危機で直面している困難を考慮し、2つのEU課税措置の発効を延期することを決定した。

1つ目として、欧州委員会は、電子商取引小包へのVAT（付加価値税）の申請開始を6ヶ月延期するとした。この越境VATに関する規則（越境商業活動を行う企業に対するVAT義務を簡素化し、目的地の加盟国の課税原則に沿って、付加価値税が顧客の加盟国に正しく支払われるようにするもの）は、既に2015年に第一段階の通信、放送、電子サービス分野では発効しており、第二段階として、その他の商品販売配送等のサービス向け（いわゆる電子商取引小包へのVAT）の措置が2021年1月1日から発効することが決まっていた。

しかし、今回の決定で、2021年1月1日からはなく2021年7月1日から適用されることになり、加盟国や企業は新VAT電子商取引規則に備える猶予が与えられる。

2つ目は、行政協力指令(DAC)に基づいて情報を提出・交換する期限を延期するもの。これにより、加盟国では、受益者が別の加盟国の居住者である金融口座に関する情報を交換する期限がさらに3ヶ月延長される（すでに一度、最大3ヶ月延長の提案がなされている）。

※行政協力指令(DAC)のDAC 6（過度の租税回避調整となりうる潜在的な取引を各加盟国が適時に把握し、その情報をEU加盟国間で自動的に情報交換する仕組みを導入した2018年の改正）の申請開始時期は2020年7月1日のままである。延期期間中に行われた報告可能な取り決めは、延期が終了するまでに報告する必要がある。同様に、その期間中にDAC 2（金融口座情報の自動交換を導入した2014年の修正）により、交換される金融口座に関する情報も、延期が終了するまでに報告する必要がある。